

報告第1号

一関運動公園テニスコート改修工事の請負契約の変更に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年1月7日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

一関運動公園テニスコート改修工事の請負契約の変更について、市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年12月15日

一関市長 佐藤善仁

1 工 事 名 一関運動公園テニスコート改修工事

2 工 事 場 所 一関市萩荘字箱清水地内

3 工 事 内 容 舗装工事

人工芝張替工 10面 6,660m<sup>2</sup>

暗渠排水工 814m

4 契約の相手方 一関市竹山町6番4号

株式会社平野組

代表取締役社長 須田光宏

5 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	164,230,000円	160,028,000円

## 報告第1号 参考資料

### 一関運動公園テニスコート改修工事の請負契約の変更の概要

人工芝張替工に係る処分費及び材料費並びに諸経費の減により、契約金額を変更したものである。

項目	変更前	変更後	増減額 (税込)	変更理由
処分費	総量 218 t 21,928,000円	総量 188 t 19,790,000円	減 2,138,000円	当初設計で見込んでいた数量よりも、現場で発生した既存の人工芝及び舗装資材の処分数量が少なかったため。
材料費	アスファルト乳剤 6,600㎡ 13,816,000円	アスファルト乳剤 無 12,656,000円	減 1,160,000円	暗渠への透水性を高めるため、舗装資材のうちアスファルト乳剤を使用しなかったため。
諸経費	128,486,000円	127,582,000円	減 904,000円	処分費及び材料費の減に伴い、精査したため。
計			減 4,202,000円	